

# 電源プラグのトラッキング対策

## 適用範囲拡大について

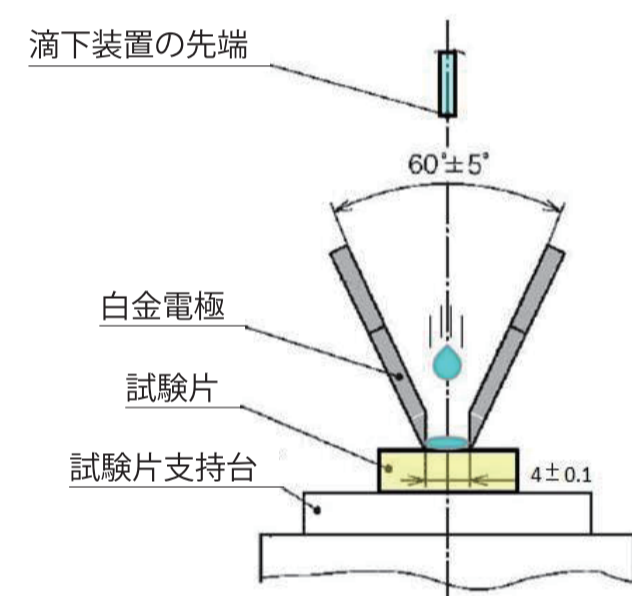
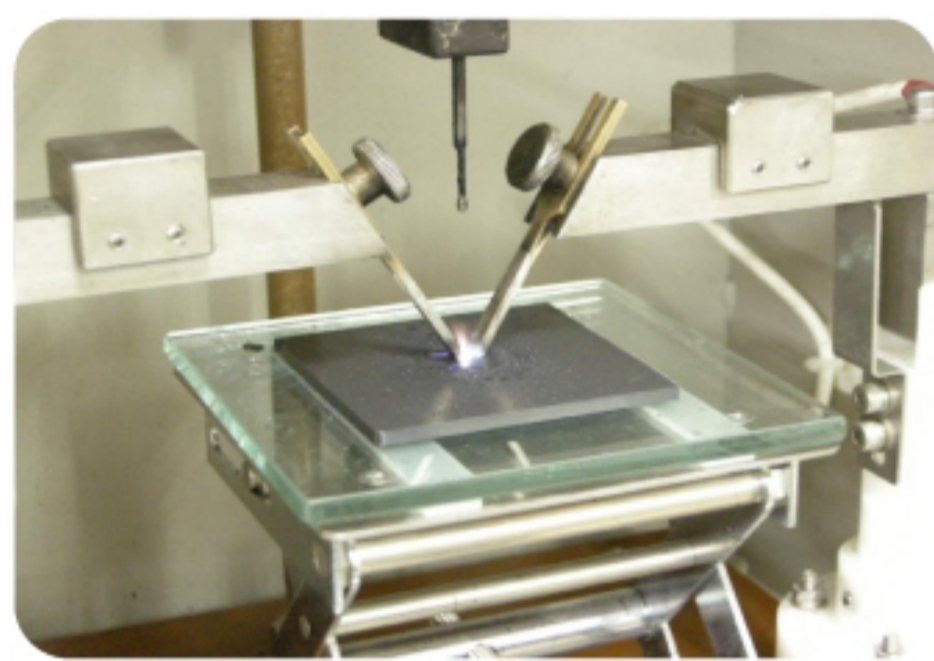
SEIWA 正和電工株式会社  
品質管理課

### ■改正の概要

経済産業省より、電気用品の事故予防処置という観点から日常的に使用されている全ての電気製品に適用範囲を拡大し、差込プラグの耐トラッキング対策として電気用品技術基準の改正が2014年9月に施行され、耐トラッキング性試験及びグローワイヤ燃焼性試験が新たな試験項目として追加されました。

#### ①耐トラッキング性試験の概要

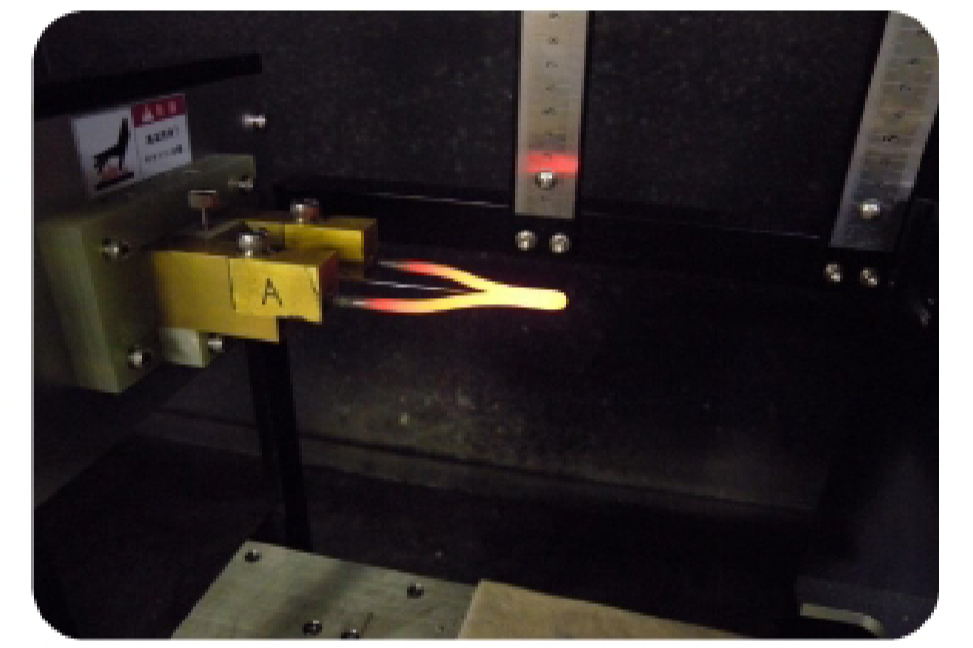
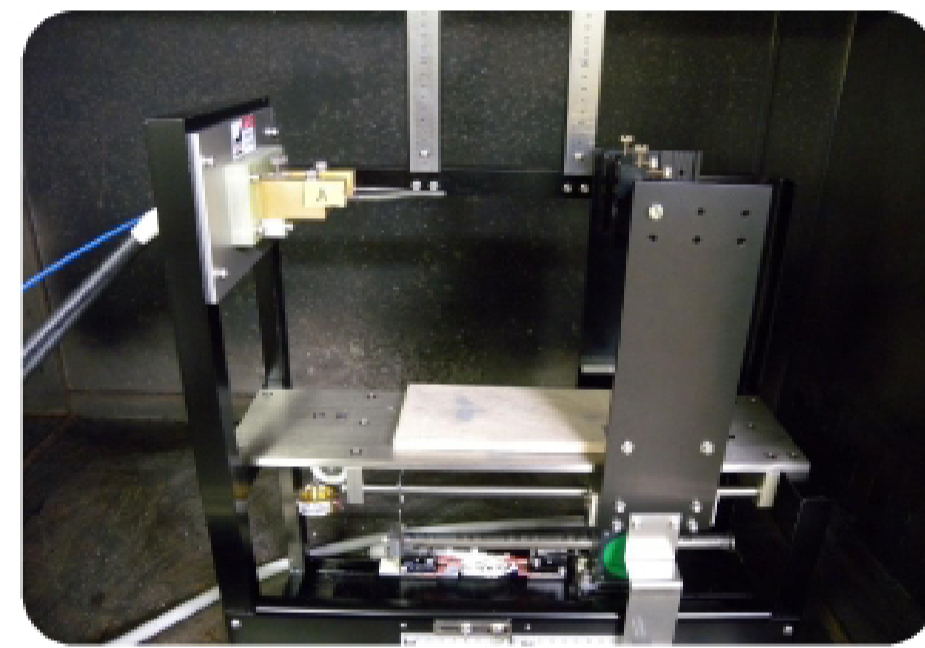
- 試験片の上面をほぼ水平に支持し、2つの電極間に電圧を印可する。  
(PTI400なら400V)。
- 電解液を50滴下し、トラッキング破壊及び持続炎を発生することなく、少なくとも25秒の測定時間に耐えなければならない。  
\*「トラッキング破壊」0.5A以上の電流が2秒以上流れて過電流継電器が作動すること。



- JIS C 2134に規定するPTI値が400以上であること。

#### ②グローワイヤ燃焼性試験の概要

- 750℃に熱したグローワイヤを試験片に30秒押し付け、次の事項を満たすこと。  
\*試験片に着火しない、又はグローワイヤを取り去った後30秒以内に消炎し、かつ試験片の全てが燃え尽きない。  
\*試験片の熔融樹脂がある場合、試験装置の下に敷いたティッシュが着火しない。



- JIS C 60695-2-11又はJIS C 60695-2-12に規定する試験を試験温度750℃で行った時、これに適合するものであること。

### ■改正時期

●差込プラグ	改正施行日	平成26年9月18日
	変更までの猶予期間	平成27年9月17日
●電気製品	変更までの猶予期間	平成28年3月17日

### ■在庫及び適合証明などに関して.....

認可取得している製造メーカー及び輸入事業者より既に出荷されている旧未対応品は、流通在庫に関して販売期限はありません。

電気用品安全法を認可取得している製造メーカー及び海外輸入事業者は、定められた変更猶予期間までに各社の自社判断により、技術基準に適合した製品を製造または輸入しなければなりません。

変更した製品は、必ずしも即時に第三者認証機関において適合検査を受ける必要性は無く、各社の判断に任されています。

即ち、法律を良く理解し業界に精通しており、法律を順守する製造メーカーが安心・安全な製品を提供する可能性が極めて高いと言えます。

電気に関わる製品は、信頼のおけるメーカーの製品を推奨いたします。

